

III 主要事項

第2 地域包括ケアシステムの構築等に向けた安心で質の高い医療・介護サービスの提供

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年、更にその先を見据えた課題解決に向け、地域医療介護総合確保基金による事業や医師偏在対策、医療従事者働き方改革、認知症施策等による医療・介護サービスの提供体制の構築を進めるとともに、データヘルス改革、保健・医療・介護分野における研究開発をはじめとした科学技術・イノベーションを推進することにより、地域包括ケアシステムの構築等に向けた安心で質の高い医療・介護サービスの提供を実現する。

1 質が高く効率的な医療提供体制の確保

補正22億円、当初1,836億円(1,897億円)

(1) 地域医療構想の推進

851億円(880億円)

① 地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金による支援

851億円(796億円)

2025年を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携等に関する取組を進めるとともに、感染症対応の観点も踏まえた医療提供体制構築を推進するため、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、医療従事者の確保に関する事業について、今後の新興・再興感染症の拡大期に備えた各都道府県の準備・検討状況も踏まえつつ、感染防止対策等に関連する研修の実施に対応できるよう支援を行う。

さらに、勤務医の働き方改革の推進のため、勤務環境改善に取り組む医療機関に対し地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

② 地域医療構想推進のための病床機能再編支援

195億円※(84億円)

※851億円の内数

地域医療構想の実現に向け、今後、重点支援区域等における医療機関の病床機能の再編等に関する議論を進めていく中で、地域の医療機関が再編に伴う財政的な課題に対応できるよう支援規模の拡充を図った上で、消費税財源を充当し、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」等と一体的に実施するため、次期通常国会に関連法案を提出し、地域医療介護総合確保基金の事業に位置づける。

(2) 医師偏在対策の推進 **19億円(13億円)**

① 認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進

4.1億円(2.0億円)

医師少数区域等において一定期間勤務した医師を認定する制度が、医師偏在の解消に資するよう、多くの医師が認定取得後も医師少数区域等に留まって診療を継続するために必要な支援を行う。

② 総合診療医の養成支援

4.0億円(3.0億円)

地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医を養成・確保するための拠点を整備し、一貫した指導体制のもと、医学教育から卒後の専門研修以降のキャリア支援まで継続的に行うこと等により、医師の地域偏在、診療科偏在の解消を一層促進する。

(3) 医療従事者働き方改革の推進 **44億円(71億円)**

① 勤務医の労働時間短縮の推進

95億円※(796億円の内数)

※851億円の内数

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う。

② 医療勤務環境改善事例の普及展開【新規】

10百万円

勤務環境改善や労働時間短縮等に係る先進的な取組を周知し普及の促進を図る。

③ タスク・シフティングに向けた人材確保

7.1億円(7.0億円)

ア 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

7.0億円(6.9億円)

「特定行為に係る看護師の研修制度」(平成27年10月1日施行)の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援するとともに、研修の指導者を育成するための支援等を行う。

また、効率的に修了者を養成するための研修方法等について、指定研修機関における取り組みを検証するために必要な費用を支援する。

イ 医師事務作業補助者・看護補助者の確保・定着支援

10百万円(10百万円)

医師事務作業補助者や看護補助者といった医療専門職支援人材を確保・定着するための支援策の整備を図る。

④ 組織マネジメント改革の推進 8.0億円(7.1億円)

ア 医療機関管理者のマネジメント研修 42百万円(41百万円)

医師の働き方改革の推進に向け、病院長の意識改革や勤務環境・処遇などの労務管理に関するマネジメント能力の向上を図るため、国立保健医療科学院等において地域医療におけるリーダーの育成や病院長向けの研修を実施する。

イ 「医療勤務環境改善支援センター」による医療機関への支援

7.6億円(6.7億円)

「医療勤務環境改善支援センター」において、医療従事者の働き方改革に向けて、労務管理等の専門家による医療機関の支援等を行う。

⑤ 女性医療職等のキャリア支援 1.9億円(1.9億円)

出産・育児・介護等における女性医師等をはじめとした医療職のキャリア支援を行う医療機関を普及させるため、中核的な役割を担う拠点医療機関の構築に向けた支援を行う。

⑥ 地域医療介護総合確保基金による病院内保育所への支援

851億円の内数(796億円の内数)

女性医療従事者等の離職防止や再就業を促進するため、病院内保育所の運営や整備に対する支援を行う。

⑦ 医療機関への上手なかかり方の国民への周知啓発

2.2億円(2.1億円)

上手な医療のかかり方について国民の理解を促進するため、ウェブサイト等を通じた効果的な周知啓発を行う。

⑧ 勤務医の時間外労働上限規制開始に向けた制度準備等

1.5億円(72百万円)

「医師の働き方改革に関する検討会」報告書で示されている「評価機能」(仮称)に関する制度準備等を実施する。

⑨ ICT等を活用した生産性向上の推進 16億円(25億円)

ア Tele-ICU体制の整備促進 5.5億円(5.5億円)

核となるICUに勤務する集中治療を専門とする経験豊富な医師が、連携するICU等に入院する複数の患者を集約的にモニタリングし、若手医師等に対し適切な助言等を行う体制を整備するために必要な支援を行う。

イ 保健医療情報を医療機関等で確認できる仕組みの推進（後掲・40ページ参照） **4.5億円（14億円）**

（4）住み慣れた地域で適切な医療サービス等が受けられる体制整備

214億円（231億円）

① 災害医療体制の充実【一部新規】 **34億円（64億円）**

今後、発生が想定される南海トラフ地震や首都直下型地震等の大規模災害の発生等に備えて、災害派遣医療チーム（DMAT）事務局の体制強化や災害拠点病院等の体制強化のための整備に対する支援等を行う。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、災害発生時にDMAT等が活動するに当たり、隊員自身が感染せず、また、感染を不用意に拡大させないよう、今後の新興・再興感染症の拡大期を想定した訓練・研修をDMAT等を実施する。

大規模災害時に円滑かつ迅速に医薬品を提供できるよう、地域における連携体制構築のための検討会等を開催する。

（参考）【令和2年度第三次補正予算案】

- 令和2年7月豪雨等による災害対応 **8.9億円**
被災した医療施設等の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。
また、令和2年7月豪雨の被災者に対して医療保険や介護保険の窓口・利用者負担や保険料等の減免を行った市町村等への財政支援を行う。
- 医療施設、社会福祉施設等の防災対策 **110億円**
医療施設や障害者支援施設、介護施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備や非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援を行う。

② 救急医療体制の推進 **87億円（79億円）**

ア 救急医療体制の整備【一部新規】 **12億円（12億円）**

救急医療体制の整備を図るため、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターなどへの財政支援を行う。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う救急医療体制の整備に必要な支援を行う。

イ ドクターヘリの導入促進 **75億円（67億円）**

地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航に必要な経費の支援を拡充するとともに、ドクターヘリによる診療の効果検証を行うため、ドク

ターヘリの症例データの収集等を行う。

- ③ **小児・周産期医療体制の確保【一部新規】** 11億円（10億円）
地域で安心して産み育てることのできる医療提供体制の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターの新生児集中治療室（NICU）、母体・胎児集中治療室（MFICU）等へ必要な支援を行う。
また、分娩取扱施設が少ない地域を対象に、施設・設備整備及び産科医・産婦人科医及び新生児管理を行う小児科医の派遣に必要な経費を支援する。
- ④ **へき地保健医療対策の推進** 78億円（75億円）
無医地区等のへき地に居住する住民に対する医療提供体制の確保を図るため、へき地診療所や巡回診療等を行うへき地医療拠点病院への支援を行うとともに、無医地区等から高度・専門医療機関を有する都市部の医療機関へ患者を長距離輸送する航空機（メディカルジェット）の運航等に必要な経費を支援する。
- ⑤ **歯科保健医療提供体制の整備** 2.1億円（1.7億円）
「歯科保健医療ビジョン」や新型コロナウイルス感染症への対応等も踏まえた各地域での施策が実効的に進められるよう、好事例の収集・分析及び周知等、歯科保健医療提供体制の構築に向けて取り組む。
また、歯科専門職間の連携を進め、より質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科衛生士・歯科技工士を確保するため、離職防止・復職支援のために必要な経費を支援する。
- ⑥ **在宅医療の推進** 28百万円（28百万円）
地域包括ケアシステムを支える在宅医療を推進するため、在宅医療・訪問看護に係る専門知識や経験を豊富に備え、地域の人材育成を推進することができる講師を養成する。また、地域における先進的な事例の調査・横展開を行うなど、在宅医療の更なる充実を図る。
- ⑦ **人生の最終段階における医療・ケアの体制整備** 1.2億円（1.2億円）
人生の最終段階における医療・ケアを受ける本人や家族等の相談に適切に対応できる医師、看護師等の育成に加え、人生会議（※）を普及・啓発するため、国民向けイベントを行うなど、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境整備を更に推進する。
※ 人生会議：人生の最終段階で希望する医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組。ACP(Advance Care Planning)の愛称。

(5) 薬剤師の資質向上に向けた卒後の臨床研修の推進【新規】 **32百万円**

近年のチーム医療の進展や薬物療法の高度化・複雑化等に対応するため、免許取得後の薬剤師に対し、医療機関等で卒後研修を行うモデル事業の実施及び全国で用いられる共通のカリキュラムの作成のための調査・検討を行う。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

○ **薬剤師の資質向上に向けた ICT を活用した業務に係る研修** **32百万円**

ICT を活用した業務について、医療の安全を確保しつつ、適切に実施するために必要な薬剤師の知識、技能及びその研修の在り方について、調査・検討を行う。

(6) 死因究明等の推進 **2.3億円(2.3億円)**

死因究明等の推進を図るため、行政解剖や死亡時画像診断を実施するために必要な経費の支援、検案する医師の資質向上など、必要な施策を講じる。

(7) 医療安全の推進 **10億円(10億円)**

医療の安全を確保するため、医療事故調査結果を収集・分析し、再発防止のための普及啓発等を行う医療事故調査制度の取組を推進するために、引き続き医療事故調査・支援センターの運営に必要な経費を支援する。

(8) 国民への情報提供の適正化の推進 **55百万円(55百万円)**

医療機関のウェブサイトを通じた情報提供の適正化のため、虚偽または誇大等の不適切な内容を禁止することを含めた医療法改正を踏まえ、引き続きネットパトロールによる監視事業を実施し、医業等に係る情報提供の適正化を推進する。

第3 健康で安全な生活の確保

人生100年時代の安心の基盤となる健康寿命の延伸に向け、予防・健康づくりに係る取組を推進するとともに、がん・肝炎・難病などの各種疾病対策、風しん・新型インフルエンザ等の感染症対策などを推進する。また、医薬品等に関する安全・信頼性の確保、薬物乱用対策、輸入食品などの食品の安全対策、強靱・安全・持続可能な水道の構築などを推進する。

1 健康増進対策や予防・健康管理の推進

補正98億円、当初1,623億円(1,628億円)

(1) 健康寿命延伸に向けた予防・健康づくり 1,493億円(1,500億円)

① 保険者のインセンティブ強化（国保・保険者努力支援制度）

1,412億円(1,412億円)

公的保険制度における疾病予防の取組を強化するため、保険者努力支援制度（国民健康保険）について、引き続き、配点のメリハリを強化するなどの適切な指標の見直しにより、予防・健康づくり等に関する取組を強力的に推進する。

② データヘルス（医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業）の効果的な実施の推進 8.6億円(8.8億円)

ア レセプト・健診情報等の分析に基づいた保健事業等の推進

7.4億円(7.9億円)

医療保険者による第2期データヘルス計画に基づく予防・健康づくりの取組を推進するため、加入者への意識づけや、予防・健康づくりへのインセンティブの取組、生活習慣病の重症化予防等を推進するとともに、保険者による先進的なデータヘルスの実施を支援し、全国展開を図る。

イ 保険者協議会における保健事業の効果的な実施への支援

80百万円(88百万円)

住民の健康増進と医療費適正化について、都道府県単位で医療保険者等が共通認識を持って取組を進めるよう、都道府県単位で設置される保険者協議会に対して、都道府県内の医療費の調査分析など保険者のデータヘルス事業等の効果的な取組を広げるための支援を行う。

ウ 40歳未満の事業主健診情報の活用に向けたシステム構築の支援【新規】（後掲・111ページ参照） **40百万円**

特定健康診査の対象者以外の者（40歳未満の者）の事業主健診の情報をマイナポータル等を通じて自らの保健医療情報として閲覧可能とするデータヘルスの推進を図るため、当該情報を保険者に集約し、保険者から支払基金に登録するためのシステム構築に向けた調査研究を実施する。

③ 先進事業等の好事例の横展開等 **20億円（19億円）**

ア 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の全国的な横展開等の推進

1.9億円（1.1億円）

令和2年度より開始された高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、広域連合・市町村向けの研修会の開催や優先介入対象リストの自動作成等の国保データベース（KDB）システムの活用ツール開発等により広域連合・市町村の取組を支援し、効果的な横展開を図る。

イ 糖尿病性腎症患者の重症化予防の取組への支援 **50百万円（50百万円）**

糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して、医療保険者が医療機関と連携した保健指導を実施する。

ウ 健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進等【一部新規】

18億円（17億円）

ライフステージごとの特性を踏まえた歯科口腔保健施策を推進するとともに、地域の実情に応じた歯科口腔保健施策をさらに推進するため、一次予防強化等に必要な取組を提供するための事業モデルの提案等や、自治体における歯科疾患の予防及び歯科口腔保健の推進体制の強化等の取組を支援するとともに、今後の歯科口腔保健施策の検討に必要な歯科保健状況を把握するための調査を実施する。

後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診の実施について支援を行う。

④ 保険者の予防・健康インセンティブの取組への支援

77百万円（1.2億円）

健康長寿社会の実現や医療費の適正化を図るため、経済団体、保険者、自治体、医療関係団体等で構成される「日本健康会議」における、先進的な予防・健康づくりのインセンティブを推進する者を増やす支援を行う。

⑤ ナッジやデータヘルス等を活用した健康づくりの推進【一部新規】

12億円（15億円）

PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）の更なる推進に向け、自治体と保険者における保健医療情報の活用等について、海外等における先進事例や実際の運用プロセスの調査等を行う。

「新しい生活様式」及び「次期健康づくり運動プラン」に向けた集中的取組として、生活習慣の改善等を推進するため、ナッジを活用した地域が活用できる健康政策ツールの開発や現場実装に向けた実証等を行う。

東京栄養サミットを契機とした「健康的な食環境づくり」の推進とともに、本サミットにおいて、各国の産学官関係者等との間で技術的な情報共有等を図る。

⑥ 健康増進効果等に関する実証事業の実施【一部新規】

11億円（7.3億円）

データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するための大規模実証事業を、統計学的な正確性を確保した上で実施する。

⑦ 生活習慣病予防及び女性の健康の包括的支援に関する研究などの推進

18億円（18億円）

生活習慣病の予防、診断及び治療に係る研究や、女性の健康の包括的支援に関する研究を体系的に実施する。特に、たばこ対策、脳卒中を含む循環器疾患、糖尿病に関する研究を重点的に推進する。

⑧ 受動喫煙対策の推進

14億円（22億円）

令和2年4月に改正健康増進法が全面施行されたことから、引き続き、受動喫煙の防止に関する制度の周知・定着を図るため、飲食店等における喫煙専用室等の整備への助成、受動喫煙対策に係る個別相談等を実施する。

⑨ 保険者とかかりつけ医等の共働による加入者の予防健康づくりの実施【新規】

1.0億円

かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導や地域社会で行っている相談援助等の活用を推進する。

⑩ 熱中症対策の推進

20百万円（20百万円）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための「新しい生活様式」と、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される夏場の熱中症予防を両立するための行動様式の普及啓発を推進する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

○ **健康保険組合等保険者機能の強化**

65億円

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度から保険者機能強化支援事業の対象となっている健康保険組合については、更に支援が必要となることから、補助割合の見直しを行うと共に、解散を選択する蓋然性が高く、保健事業の維持が困難となる健康保険組合についても当該事業の対象とし財政支援を行う。

また、特定保健指導対象者等の受診控えに対する受診勧奨やICTを活用した特定保健指導への切り替えについて、保険者に対し費用を補助する。

(2) 薬剤師の資質向上に向けた卒後の臨床研修の推進【新規】(再掲・32ページ参照)

32百万円

(3) 介護・医療関連情報の「見える化」の推進(再掲・37ページ参照)

3.6億円(3.2億円)

(4) 認知症施策推進大綱に基づく認知症施策の推進(再掲・38ページ参照)

125億円(125億円)

第4 人材投資の強化や就職氷河期世代、高齢者、女性等の多様な人材の活躍促進

「新たな日常」の下で、雇用維持に対する支援を継続しつつ、業種・地域・職種を越えた再就職等を促進する。また、すべての人々が意欲・能力を活かして活躍できる環境を整備するため、就職氷河期世代活躍支援プランの実施、高齢者の就労・社会参加の促進、女性活躍の推進等を図る。

8 女性活躍・男性の育児休業取得等の推進

補正1. 1億円の内数、当初198億円(174億円)

(1) 不妊治療と仕事の両立【一部新規】 5.0億円(23百万円)

事業主等の仕事と不妊治療との両立支援の理解を深め、不妊治療を受けやすい職場環境を整備するため、事業主向けセミナーを実施するとともに、不妊治療のために利用できる特別休暇制度(多目的・特定目的とも可)を新たに導入する中小企業事業主や、当該休暇制度や時差出勤・フレックスタイム制等の柔軟な働き方を活用しやすい職場環境の整備に取り組む中小企業事業主に対して助成を行う。

(2) 女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等

7.0億円(7.0億円)

令和4年4月1日より、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定や情報公表の義務が101人以上企業に拡大されること等を踏まえ、中小企業に対する電話やメール相談の実施、個別企業の訪問支援の強化を行う等、女性活躍の取組の更なる推進を図る。

(3) 子育て等により離職した女性の再就職の支援(一部再掲・63ページ参照)

40億円(40億円)

子育てをしながら就職を希望する女性等を対象としたハローワークの専門窓口(マザーズハローワーク、マザーズコーナー)において、個々の求職者のニーズに応じた就職支援を実施するとともに、仕事と家庭の両立ができる求人の確保等を推進する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

○ 非正規雇用労働者や女性等、求職者の特性に応じた支援等の強化(再掲) 9. 1億円

ハローワークにおいて新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者のニーズに合った積極的な求人開拓を実施する。特に、子育て中の女性等が仕事と家庭を両立できる求人等を確保する。

あわせて、ハローワーク等における就職氷河期世代、障害者、外国人等の就職支援の強化を図る。

また、シルバー人材センターにおいて、「新しい生活様式」を踏まえ、必要な感染症防止対策を講じつつ、十分な就業機会の確保と創出を行うための取組を両輪で実施する。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図るため、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する制度を創設するとともに、キャリアアップ助成金の活用により、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者の紹介予定派遣を通じた正社員化の促進を図る(制度要求)。

(4) 男性の育児休業取得を促進する枠組み等の検討及び周知・支援【一部新規】

136億円(126億円)

育児休業の制度等に係る周知・啓発や助成金による支援を引き続き実施する。特に、配偶者の出産直後の男性の休業を促進する枠組みの導入等により、男性の育児休業取得を促進するための制度改正について検討を進めるとともに、配偶者が出産を控えた男性労働者等に対する育児休業の意義・目的の周知や、企業に対する男性の育児休業等の取得促進に係るセミナー、助成金による支援等を実施する。

介護離職防止に向け、事業主に対して育児・介護休業法の周知徹底及び相談・指導を行うとともに、労働者等への介護休業制度等の周知広報やケアマネジャー等が仕事と介護の両立に関する知識を習得するための研修カリキュラムを用いた研修を実施する。

(5) 新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等に対応した特別有給休暇制度導入等への取組支援【新規】(再掲・(4)参照) 113億円の内数

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために、特別な有給休暇制度(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)とともに、テレワーク等の学校休業等があっても継続勤務できる両立支援制度を導入し、特別な有給休暇制度を取得させた企業に対して助成金による支援を実施する。

(6) 母性健康管理措置による有給休暇制度導入等への取組支援【一部新規】(一部再掲・

(2) 参照)

9. 8 億円 (35 百万円)

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導に基づき、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対して、休暇制度の導入に係る助成や休暇の取得に係る助成を行う。

10 外国人に対する支援

補正14百万円、当初123億円(121億円)

- (1) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援 15 億円 (11 億円)

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行うとともに、雇用維持のための相談・支援等についても積極的に実施する。

また、外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で就労を継続し、その能力を発揮できるよう、外国人を雇用する事業主の雇用管理改善の取組みに対する助成を行う。

- (2) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化 14 億円 (19 億円)

外国人労働者に係る労働相談体制の強化を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等の作成により、労働災害防止対策を推進する。

- (3) 自治体と連携した地域における外国人労働者の受入れ・定着のためのモデル事業の実施 7.4 億円 (4.3 億円)

外国人労働者の地域での受入れ・定着に積極的に取り組む都道府県において、都道府県労働局と連携して外国人労働者の円滑な職場・地域への定着支援を行うモデル事業を引き続き実施する。

- (4) 外国人求職者等に対する就職支援 16 億円 (18 億円)

- ① 外国人留学生等に対する相談支援の実施 8.1 億円 (8.1 億円)

ハローワークの外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーにおいて、新たに大学と協定を締結する等により連携を強化し、留学早期における就職支援から、就職後の定着支援までの一貫した支援を実施する。

- ② 定住外国人等に対する相談支援の実施 2.6 億円 (2.1 億円)

定住外国人等が多く所在する地域のハローワーク（外国人雇用サービスコーナー）において、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人開拓等により、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施する。

③ 外国人就労・定着支援研修の実施 **5.6億円（8.0億円）**

日系人等の定住外国人を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を実施する。

（5）ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備 **8.3億円（4.9億円）**

ハローワークの職業相談窓口に通訳員を配置するとともに、電話通訳・多言語音声翻訳機器の活用や、外国人求職者への多言語による情報発信等により、相談支援体制の整備を図る。

また、コロナ禍において来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、多言語に対応したハローワークコールセンターを継続して設置する。

（参考）【令和2年度第三次補正予算案】

○ 非正規雇用労働者や女性等、求職者の特性に応じた支援等の強化（再掲） **9.1億円**

ハローワークにおいて新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者のニーズに合った積極的な求人開拓を実施する。特に、子育て中の女性等が仕事と家庭を両立できる求人等を確保する。

あわせて、ハローワーク等における就職氷河期世代、障害者、外国人等の就職支援の強化を図る。

また、シルバー人材センターにおいて、「新しい生活様式」を踏まえ、必要な感染症防止対策を講じつつ、十分な就業機会の確保と創出を行うための取組を両輪で実施する。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図るため、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する制度を創設するとともに、キャリアアップ助成金の活用により、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者の紹介予定派遣を通じた正社員化の促進を図る（制度要求）。

（6）外国人技能実習の実地検査や相談支援の適切な実施 **6.2億円（6.4億円）**

外国人技能実習機構において実習実施者及び監理団体による雇用管理改善を促進するための事業等を実施するほか、監理団体・実習実施者に対する実地検査等により、制度の適正な運用を図る。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により実習継続が困難となった技能実習生等への相談体制等を充実する。

第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進

誰もが働きやすい社会の実現に向けた働き方改革を着実に実行するため、柔軟な働き方の促進をするとともに、安全で健康に働くことができる職場づくり、最低賃金・賃金引上げ、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などにより、労働環境の整備を実施する。

1 柔軟な働き方がしやすい環境整備

当初31億円(6.4億円)

(1) 「新しい働き方」に対応した良質な雇成型テレワークの導入・定着促進

28億円(3.1億円)

雇成型テレワークについて、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図るため、テレワーク相談センターによる働き方改革推進支援センターと連携した各都道府県での個別相談対応の充実やセミナーの開催等により、ガイドラインに沿った事業主の取組を促すとともに、テレワークを実施する中小企業への支援を充実する。

(2) 雇用類似の働き方の者と発注者との契約等のトラブルに関する関係省庁と連携した相談支援等

86百万円(85百万円)

雇用類似の働き方の者と発注者等との契約等のトラブルについて、関係省庁と連携して相談できる窓口を整備する。

(3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等

2.4億円(2.4億円)

一般健康診断やストレスチェックなどによる副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業へその要した費用を助成すること等により、労働者の健康確保に向けた事業者の取組を支援する。

また、自身の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいなどの希望を持つ労働者が、希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けて、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(平成30年1月策定、令和2年9月改定)等の周知等を行う。

2 安全で健康に働くことができる職場づくり

当初297億円(326億円)

(1) 職場における感染防止対策等の推進

10億円(4.8億円)

新型コロナウイルス感染症に関連する職場のメンタルヘルス不調等に伴う相談に対応するため、相談体制を拡充するほか、高年齢労働者の感染防止対策を推進するため、社会福祉施設や飲食店等における利用者等と密に接する業務を簡素化するための設備の機械化等に係る経費の補助等を行う。

(2) 長時間労働の是正

173億円(196億円)

① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

124億円(147億円)

中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、個別訪問支援や出張相談、セミナー等に加え、新たに業種別団体等に対し専門家チームによる支援を実施する。

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。

② 自動車運送業、建設業、情報サービス業における勤務環境の改善(一部再掲・①参照)

60億円(59億円)

自動車運送業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するとともに労働者の運転免許取得のための職業訓練等の支援を行う。また、トラック運送業については、荷主に対し、適正取引を促すために荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知等を行う。

建設業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するなど、長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行う。

情報サービス業(IT業界)については、業界団体等と連携し個別訪問によるコンサルティングを実施するなど、長時間労働対策を推進する。

③ 勤務間インターバル制度の導入促進(一部再掲・①参照)

24億円(27億円)

勤務間インターバル制度について、業種別導入マニュアルを引き続き作成するほ

か、中小企業が活用できる助成金制度を推進するとともに制度導入に係る好事例の周知等を通じて、導入促進を図る。

④ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等 32億円（35億円）

都道府県労働局及び労働基準監督署に時間外及び休日労働協定点検指導員を配置することにより、労働条件等の相談や助言指導体制を充実させるとともに、労働基準監督官OBを活用すること等により、労働基準監督機関の監督指導体制の充実を図る。

時間外及び休日労働協定（36協定）未届事業場や新規起業事業場等に対し、民間事業者を活用し、労働条件に係る相談支援等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等により、きめ細やかな相談支援を実施する。

常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」や、労働条件に関する悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を運営する。

また、高校生・大学生等に対して、労働法教育やブラックバイト対策の必要性等に係るセミナー等を開催するとともに、高校・大学の教員等に対して労働法の教え方に関する指導者用動画を作成する。

⑤ 長時間労働につながる取引環境の見直し 20百万円（21百万円）

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けて11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、中小企業庁等と連携し、集中的な周知啓発を行うことにより、長時間労働につながる取引が生じないよう、社会全体の機運の醸成を図る。

⑥ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進 1.9億円（2.2億円）

年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う。

地域のイベントや学校休業日の分散化（キッズウィーク）に合わせて年次有給休暇が取得できるよう取り組むなど、休み方改革を推進する。

⑦ 不妊治療と仕事の両立（再掲・72ページ参照）【一部新規】

5.0億円（23百万円）

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 126億円(132億円)

① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

106億円(113億円)

労働災害が増加傾向にある第三次産業等について、安全推進者の養成や働き方の多様化に対応した安全衛生対策の実態調査、介護労働者の腰痛予防対策の促進を図る。

建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化など建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の大会施設の建設工事における安全衛生対策の徹底を図る。

製造業については、スマート保安の推進の観点から、ボイラー等の性能検査に自主検査等を導入した場合の検査周期の長期化等について検討を行う。さらに、構造規格の改正時に最新の規格への適用が猶予されている既存の機械等の更新を促進するための支援を行う。

併せて、伐木作業等に係る安全対策の充実など林業における労働災害防止対策の促進を図る。

② 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

6.8億円(3.3億円)

中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するため、助成を行うとともに、高年齢者の特性に配慮した独創的・先進的な取組を検証し、検証結果を公表することで、高年齢労働者の安全衛生対策を推進する。

③ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

51億円(51億円)

産業保健総合支援センターにおける中小企業・小規模事業者への訪問支援等の実施、産業医等の産業保健関係者や事業者向け研修の充実等により、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援する。

中小企業・小規模事業者に対する助成等により、ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策の取組の推進を図る。

④ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

17億円(17億円)

化学物質に関するラベル表示の徹底、安全データシート(SDS)の交付の徹底、これらを踏まえたリスクアセスメントの実施を促す「ラベルでアクション」プロジェクトを推進する。また、小規模事業場向けの相談窓口の設置、実践的な指導・援助等を行う。

建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、改正石綿障害予防規則(令和2年7月1日公布、一部を除き令和3年4月1日施行)に基づき、石綿の使用の有無の調査(事前調査)を徹底する等の施策の充実を図る。

3 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 補正608億円、当初463億円(374億円)

(1) 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援（一部再掲・79ページ参照） 96億円（105億円）

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、助成金コースの拡充により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、その賃金引上げを支援する。

また、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、各地域の商工団体等の関係機関と連携を図りつつ、賃金の引上げのための個別相談を実施するとともに、企業の現場を訪問して業務改善を後押しする個別訪問支援を行うなど中小企業・小規模事業者に寄り添った生産性向上支援を行う。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援等（再掲） 608億円
コロナ禍において大幅な賃上げが難しい中でも、賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、業務改善助成金の更なる拡充を図る。

また、生活衛生関係営業者が「新しい生活様式」に適応し、生産性向上に向けた取組が行えるよう相談指導等の支援を実施する。併せて、生活衛生関係営業者の資金繰りを支援するため、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を引き続き実施するとともに、ポストコロナに向けた設備投資促進のための支援を行う。

(2) 生活衛生関係営業者の収益力向上の推進等【一部新規】（再掲・59ページ参照） 88百万円（2.1億円）

最低賃金に関する周知や被用者保険適用拡大の制度周知等を行う収益力向上等に関するセミナーの開催等により、生活衛生関係営業者の収益力の向上を図り、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した業績を回復するための環境を整える。

(3) 同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援（一部再掲・79ページ参照） 80億円（103億円）

働き方改革関連法における雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）に関する規定の適正な履行確保を行うため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、労務管理等の専門家による、業界別同一労働同一賃金導入マニュアル等を活用した支援や個別訪問支援、出張相談、セミナー等に加

え、新たに業種別団体等に対し専門家チームによる支援を実施するほか、同一労働同一賃金等に取り組む先行企業の事例の収集・周知等を行うことにより、非正規雇用労働者の待遇改善を図る。

(4) 未払賃金立替払の確実・迅速な実施 **222億円(79億円)**

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって支払う「未払賃金立替払制度」について、立替払いが受けられるよう必要な原資を確保するとともに、立替払実地調査員等の配置による事務処理体制の整備等迅速化のための対策を推進する。

(5) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等 **90億円(128億円)**

① 非正規雇用労働者の処遇改善を行う企業への助成金による支援

80億円(110億円)

非正規雇用労働者の賃金規定の増額改定を行うなど処遇改善に取り組んだ事業主に対して、キャリアアップ助成金による支援を行う。

② 無期転換ルールの円滑な運用

1.2億円(1.2億円)

労働契約法に基づく無期転換申込権が平成30年度から多くの有期契約労働者に発生していることを踏まえて、無期転換ルールの円滑な運用のための周知徹底等を行う。

③ 人事評価制度や賃金制度の整備による取組の支援

9.2億円(17億円)

人事評価制度や賃金制度の整備・実施による生産性向上、賃金アップ等の実現により雇用管理改善を図る事業主に対する助成を行う。

(6) 被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

7.6億円(2.6億円)

中小企業等において、被用者保険の適用拡大に当たり、労働者への丁寧な説明等を行えるよう、事業者を対象とした説明会等による周知や専門家の活用支援等を行う。

4 総合的なハラスメント対策の推進

当初42億円(42億円)

(1) 職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施

7.6億円(7.3億円)

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の職場のハラスメント撲滅に向けて、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主向け説明会やシンポジウム

の開催等による集中的な周知啓発を実施する。また、ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため、都道府県労働局の相談・指導体制を整備するほか、平日の夜間や休日に対応するフリーダイヤルやメールによる相談窓口を設置する。

(2) 中小企業へのハラスメント対策取組支援 **1.6億円(1.5億円)**

令和4年4月1日より、パワーハラスメント防止措置が、中小企業においても義務化とされることから、専門家による中小企業への個別訪問等により、企業のハラスメント防止対策への取組支援を行うとともに、中小企業の外部相談窓口の運営等を行う。

(3) 早期の紛争解決に向けた体制整備等 **3.3億円(3.3億円)**

パワーハラスメントをはじめとしたあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、全国の総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備を図るとともに、紛争調整委員会によるあっせん等により、個別労働紛争の早期の解決を促進する。

(4) カスタマーハラスメント対策の推進 **1.7百万円(1百万円)**

顧客や取引先からの暴力や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメント対策を推進するため、対応事例を含めたカスタマーハラスメント対策企業マニュアルの策定・周知を行う。

5 治療と仕事の両立支援 **当初33億円(34億円)**

(1) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進 **1.6億円(1.6億円)**

労働者が治療と仕事を両立できる環境を整備するため、平成31年3月に改定した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発など、両立支援の導入・拡充に向けて一般国民を含めた周知・啓発を推進する。

治療と仕事の両立を図るための制度の導入を図る企業に対して助成、個別訪問等の支援を行う。

(2) トライアングル型サポート体制の構築(一部再掲・(1)参照)

3.3億円(3.4億円)

主治医と会社の連携の中核となり、患者に寄り添いながら、個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けた支援を行う両立支援コーディネーターの育成・配置促進等を行う。

主治医、会社、産業医が効果的に連携するため、がん、難病、脳卒中、肝疾患、糖尿病、心疾患について、疾患ごとの治療方法や症状の特徴、両立支援に当たっての留意事項を示した疾患別サポートマニュアル等の普及を図る。

ハローワークの専門相談員ががん診療連携拠点病院等と連携して実施するがん患者等に対する就労支援について、相談支援体制の拡充を図る。

がん患者等に対して、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートするため、がん診療連携拠点病院等における各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」を活用した就労支援を引き続き実施する。

難病患者の就労支援を着実に実施するため、都道府県等の難病相談支援センターにおける相談支援を引き続き実施する。

若年性認知症支援コーディネーターと関係機関等が連携体制を構築し、企業や産業医等に対する若年性認知症の特性についての周知、企業における就業上の措置等の適切な実施等、若年性認知症の人が働き続けられるよう、治療と仕事の両立支援の取組を推進する。

IV 主要事項（復旧・復興関連）

※（復興）と記載のあるものは、「東日本大震災復興特別会計」計上項目

＜第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援＞

（被災者・被災施設の支援）

（1）被災地における心のケア支援（一部復興）（一部後掲・115ページ参照）

68百万円（87百万円）

被災者支援総合交付金125億円（155億円）の内数

東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、引き続き専門的な心のケア支援を行う。

熊本地震による被災者の専門的な心のケア支援を引き続き実施する。

平成30年7月豪雨や令和元年台風第19号等における被災者の心のケアに対応するため、市町村等が行う被災者の専門的な心のケア支援を引き続き実施する。

（2）障害福祉サービスの再構築支援（復興）

1.5億円（1.5億円）

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所等の事業再開に向けた体制整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

（3）被災地における福祉・介護サービス提供体制の確保（復興）

3.2億円（3.3億円）

避難指示区域等の解除等により、福祉・介護人材不足が深刻化している福島県の事情を踏まえ、県内外から相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付けや全国の介護施設等からの応援職員の確保に対する支援等を通じて、福祉・介護人材の参入・確保を促進する。

また、長期避難者の早期帰還を促進する観点から、住民帰還に先んじて、避難指示解除区域等で事業を継続・再開する介護施設・事業所の経営強化等を支援する。

（4）医療・介護・障害福祉制度における財政支援

50億円（60億円）

① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置（復興）

38億円（38億円）

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、医療保険の一

部負担金や保険料の免除等の措置を延長する場合には、引き続き保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。

② 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置（復興） 12億円（22億円）

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合には、引き続き保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。

③ 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置（復興） 15百万円（15百万円）

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、障害福祉サービス等の利用者負担の免除の措置を延長する場合には、引き続き市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

（5）被災した各種施設等の災害復旧に対する支援 28億円（90億円）

東日本大震災で被災した各種施設等のうち、各自治体の復興計画で、令和3年度に復旧が予定されている以下の施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

① 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興） 2.5億円（3.5億円）

**② 障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援（復興）
2百万円（2百万円）**

③ 保健衛生施設等の災害復旧に対する支援（復興） 8.9億円（1.8億円）

④ 水道施設の災害復旧に対する支援（一部復興） 17億円（85億円）

**（6）被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援（復興）
125億円の内数（155億円の内数）**

復興の進展に伴い生じる被災者支援の課題に総合的かつ効果的に対応するため、①被災者の心のケア支援、②被災した子どもに対する支援、③被災者への見守り・相談支援等、④介護等のサポート拠点、⑤被災地の健康支援活動に対する支援を一括化した交付金において行う。

（7）被災者に対する見守り・相談支援等の実施 13億円（13億円）

大規模な災害により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むこと

ができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(参考) 【令和2年度第三次補正予算案】

- 令和2年7月豪雨等による災害対応 (再掲) 8.9億円
被災した医療施設等の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。
また、令和2年7月豪雨の被災者に対して医療保険や介護保険の窓口・利用者負担や保険料等の減免を行った市町村等への財政支援を行う。

(雇用の確保など)

(1) 原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保 (復興)

制度要求 (6.6億円)

民間企業・NPO等への委託により、福島県の被災求職者に対して一時的な雇用・就業機会の提供等を行う「原子力災害対応雇用支援事業」の実施を通じ、その生活の安定を図る。

(2) 産業政策と一体となった被災地の雇用支援 (復興)

制度要求

被災地における深刻な人手不足等の雇用のミスマッチに対応するため、「事業復興型雇用確保事業」により、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

(3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施

4.3億円 (4.3億円)

福島県内外の避難者等の就職支援を推進するため、自治体や経済団体で構成する協議会に対し、就職活動支援セミナー等の帰還者の雇用促進に資する事業を委託するほか、就職支援ナビゲーターによるきめ細かな支援を行う。

(4) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策 1.6億円 (1.8億円)

東日本大震災及び熊本地震の被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じた安全衛生等の確保を図るために、安全衛生専門家による巡回指導、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修の支援を実施する。

＜第2 原子力災害からの復興への支援＞

（1）食品中の放射性物質対策の推進（復興）

97百万円（98百万円）

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。

（2）東京電力福島第一原発作業員への対応

9.9億円（9.0億円）

東電福島第一原発の廃炉等作業に係る労働者・事業者に対する健康相談窓口の開設により、日常的な健康管理の支援を行うとともに、東電福島第一原発における廃炉等作業従事者の安全衛生対策の徹底を図る。

被ばく線量管理データを活用し緊急作業従事者の健康相談や保健指導、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を引き続き実施する。